

住宅プロデューサー住育士 資格認定講座 商品売買契約書

一般社団法人 日本住宅プロデューサー育成協会(以下「弊協会」といいます。))が取り扱う商品【住宅プロデューサー住育士 3級資格認定講座】 【住宅プロデューサー住育士 2級資格認定講座】 【住宅プロデューサー住育士 1級資格認定講座】 およびサービス(以下「本サービス」といいます。))に関し、弊社と本サービスを購入するお客様(以下「本購入者」といいます。))とは、以下のとおり契約(以下「本契約」といいます。))を締結します。なお、本サービスは個人、個人事業主、法人の方を対象としたサービスとなります。

1.基本合意

弊社は、本購入者に対し、

- ① 3級資格認定講座については、受講料および資格認定料 21,780円(税込)、ただし企業様団体並びに知人同時申し込み10名様以上受講の場合16,500円(税込、おひとり様価格)にて提供するものとし、本購入者はこれを購入するものとします。
- ② 2級資格認定講座については、受講料および資格認定料 43,780円(税込)、ただし企業様団体並びに知人同時申し込み10名様以上受講の場合32,780円(税込、おひとり様価格)にて提供するものとし、本購入者はこれを購入するものとします。
- ③ 3級講座を受講せず直接2級講座を受講される場合は65,780円(税込)、ただし企業様団体並びに知人同時申し込み10名様以上受講の場合43,780円(税込、おひとり様価格)にて提供するものとし、本購入者はこれを購入するものとします。

2.商品の名称・価格・内容等について

サービス内容 本購入者は、一般社団法人 住宅プロデューサー育成協会の公式サイトより、各種の資格取得コースに申し込みし受講終了後 資格検定試験を受検することができます。

資格検定試験合格により、住宅プロデューサー・住育士 各級の資格を授与します。

3. 代金の支払い条件

本サービス代金の支払いは、前払いにて、以下のお支払い方法になります。

- ①クレジットカードの一括払い
- ②銀行振り込み一括払い（振込手数料は本購入者負担）とする。

4. 禁止行為について

弊社は、本購入者が次の各号に該当する行為を行った場合、認定資格を解除するとともに、弊社に生じた損害の賠償請求を行うことができるものとします。

- ①本サービスの利用中、他の購入者又は弊社関係者に対して迷惑行為やサービスの進行を妨げる行為、批判・誹謗中傷等に該当する行為をしたこと
- ②弊社の事前の書面による承諾なく、第三者に対し、本サービスを用いて、営利目的行為、勧誘、または当該準備を行うこと
- ③弊社の事前の書面による承諾なく、本契約により生じた契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を、第三者に移転または譲渡すること

5. 守秘義務

弊社及び本購入者は、本サービスを通じて知り得た相手方の機密情報を秘密と

して保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはなりません。

6.有効期間、保証内容

本契約は、本契約締結日より3ヶ月間有効とします。

7.損害賠償の範囲

弊社または本購入者が、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた損害について賠償する責任を負います。

8.反社会的勢力の排除

①弊社および本購入者は、それぞれ相手方に対し、自己が(法人の場合は、代表者、役員 又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

②弊社または本購入者の一方について、反社会的勢力に属すると判明した場合、その相手方は、何ら催告をすることなく、本契約を解除することができます。(3

③前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとし、自らの損害については賠償請求を行うことはできません。

9.合意管轄

本契約に関連する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁

判所とします。

10.協議事項

本契約の解釈に疑義が生じた場合および本契約に定めのない事項については、

両当事者間で誠実に協議の上、これを解決することとします。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を保管する。

令和 年 月 日

住所 姫路市広畑区北河原町 78-1-103

一般社団法人 日本住宅プロデューサー育成協会

代表理事 水田耕三

印

本購入者

住所

社名（屋号）

役職、氏名

印